



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第1号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正)

第1条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項を削る。

第33条第1号中「8,500円」を「10,000円」に改め、同条第2号中「6,500円」を「8,000円」に改め、同条第3号中「5,300円」を「6,500円」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第163条から第170条まで 削除

第175条を次のように改める。

第175条 削除

第176条を次のように改める。

(退職手当に関する事務に係る負担金の清算)

第176条 組合市町村が、組合から脱退する場合は、当該組合市町村が納付した負担金(第171条第2項第1号に規定する給付費負担金及び同条第3項に規定する特別負担金)の総額から当該組合市町村の職員に対して組合が給付した退職手当の額の差額を当該組合市町村が組合に納付し、又は組合が当該組合市町村に還付する。

(岡山県市町村総合事務組合基金条例の一部改正)

第2条 岡山県市町村総合事務組合基金条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号を削り、第6号を第5号とする。

(岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正)

第3条 岡山県市町村総合事務組合特別会計条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「交通災害共済事業並びに」を削る。

第2条第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第2条第7項に規定する加入者であった者に係る旧条例第169条に規定する共済見舞金の支払い及び旧条例第176条第2号に規定する清算については、なお従前の例による。
 - 3 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第33条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- (岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正前の岡山県市町村総合事務組合特別会計条例第1条の規定による交通災害共済特別会計の令和3年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(対象となる職員等)	(対象となる職員等)
第2条 略	第2条 略
2～6 略	2～6 略
	<u>7 第7章の対象となる者は、組合が行う交通災害共済に加入したもの（以下第7章及び第8章において「加入者」という。）とする。</u>
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第33条 この章で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、管理者が当該非常勤の職員等の属する当該組合市町村の長と協議して別に定める額とする。	第33条 この章で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、管理者が当該非常勤の職員等の属する当該組合市町村の長と協議して別に定める額とする。
(1) 議会の議員 <u>10,000円</u>	(1) 議会の議員 <u>8,500円</u>
(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 <u>8,000円</u>	(2) 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 <u>6,500円</u>
(3) 前2号に掲げる非常勤の職員等以外の職員 <u>6,500円</u>	(3) 前2号に掲げる非常勤の職員等以外の職員 <u>5,300円</u>
第7章 削除	第7章 交通災害共済
第163条から第170条まで 削除	(定義)
	第163条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1) <u>組合市町村 規約第3条第6号に規定する事務を共同処理する地方公共団体をいう。</u>
	(2) <u>交通事故 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号（以下「道交法」という。）に規定する車両及び車椅子による人身事故（過失に基づく軽車両による自損事故を除く。）で、日本国内において発生したものをいう。</u>
	(3) <u>交通災害共済 次条に定める加入資格者が共済掛金を組合に納付することを約し、組合が交通事故による災害の発生につき、この条例の定めるところにより、共済見舞金を支給することを約する契約をいう。</u>
	(加入資格者)

第 164 条 組合が行う交通災害共済に加入することができる者は、組合市町村の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）による住民票に記載している者又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）による外国人登録をしている者とする。

(共済契約の成立)

第 165 条 交通災害共済契約は、加入しようとする者が当該組合市町村に対し、加入の申し出を行い、共済掛金を全額払い込むことにより成立する。

(共済責任期間)

第 166 条 この交通災害共済の共済責任期間は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず、4 月 1 日以降において加入を申し込んだ者の共済責任期間は、その加入に係る共済掛金を組合市町村が受領した日の翌日から始まり、当該共済責任期間の末日をもって終わる。

(準備行為及び共済責任期間の効力の発生)

第 167 条 第 165 条の規定による加入の申込み及び共済掛金の納入手続きは、共済責任期間前に行うことができる。この場合において、当該共済責任期間の効力は 4 月 1 日から発生するものとする。

(共済資格の特例)

第 168 条 加入者が共済責任期間中に第 164 条に規定する資格を喪失したときにおいても、当該共済責任期間中は、なお加入者として取り扱う。

(共済見舞金)

第 169 条 加入者が交通事故により災害を被ったときの共済見舞金は、免責事由又は支給制限に該当する場合を除き、死亡又は傷害の程度に応じ、次の表に定める額とする。ただし、交通事故の状況により必要と認めたときは、特別の裁定をすることができる。

等級	傷害の程度	金額
1	直接の原因が事故によるもので 30 日以内に死亡したとき。	800,000 円
1	同上で 30 日を超える 1 年以内に死亡したとき。	500,000 円
2	労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 2 の身体障害者等級表第 4 級以上の傷害	500,000 円
3	300 日以上の傷害で、うち治療実日数 180 日以上かつ入院日数 120 日以上のもの。	160,000 円
4	270 日以上の傷害で、うち治療実日数 150 日以上かつ入院日数 90 日以上のもの。	140,000 円
5	240 日以上の傷害で、うち治療実日数 120 日以上かつ入院日数 60 日以上のもの。	130,000 円
6	210 日以上の傷害で、うち治療実日数 90 日以上かつ入院日数 45 日以上のもの。	120,000 円
7	180 日以上の傷害で、うち治療実日数 60 日以上かつ入院日数 30 日以上のもの。	100,000 円
8	150 日以上の傷害で、うち治療実日数 45 日以上かつ入院日数 10 日以上のもの。	90,000 円
9	120 日以上の傷害で、うち治療実日数 30 日以上のもの。	80,000 円
10	90 日以上の傷害で、うち治療実日数 15 日以上のもの。	60,000 円
11	60 日以上の傷害で、うち治療実日数 10 日以上のもの。	50,000 円
12	30 日以上の傷害で、うち治療実日数 5 日以上のもの。	30,000 円
13	1 週間以上の傷害。	20,000 円

2 前項に規定する免責事由とは次に掲げる第 1 号から第 3 号までとし、支給制限については第 4 号から第 11 号までとする。なお、支給制限に

については共済見舞金の全部又は一部を支給しない。

- (1) 故意による災害
 - (2) 道交法第 64 条に規定する無免許運転又は同法第 65 条第 1 項に規定する酒気帯び運転に起因する事故
 - (3) 自殺又は自傷を目的とした災害
 - (4) 正当な理由なくして、傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき。
 - (5) 不正に見舞金の給付を受けようとしたとき。
 - (6) 天災その他これに類する原因によって災害が発生したとき。
 - (7) 窃盗又は無断で他人の車を運転して事故を起こしたとき。
 - (8) 無謀運転その他重大な過失による災害が発生したとき。
 - (9) 免責事項の事実を知りながら同乗して災害を受けたとき。
 - (10) 法令違反により災害を受けたとき。
 - (11) その他管理者が不適当と認めたとき。
- 3 前項各号に掲げるもののほか、特別な理由による事故に対しては、管理者が共済見舞金の額を決定する。

(共済見舞金の支給)

第 170 条 共済見舞金は、交通事故により傷害を受けた加入者又はその遺族の請求により、次に定めるところに従い支給する。

- (1) 死亡見舞金 災害のあったとき請求により支給する。
 - (2) 傷害見舞金 災害による傷害の治癒した後、治療に要した期間に従い請求により支給する。
- 2 共済見舞金の請求期間は、事故の発生した日から起算して 2 年以内とする。

(交通災害共済の共済掛金)

第 175 条 共済掛金は、年額 1 人につき 500 円とする（中途加入者を含む）。

- 2 交通災害共済に加入しようとする者は、加入の申込と同時に共済掛金を納めなければならぬ

第 175 条 削除

<p>(退職手当に関する事務に係る負担金の清算)</p> <p>第 176 条 組合市町村が、組合から脱退する場合は、当該組合市町村が納付した負担金（第 171 条第 2 項第 1 号に規定する給付費負担金及び同条第 3 項に規定する特別負担金）の総額から当該組合市町村の職員に対して組合が給付した退職手当の額の差額を当該組合市町村が組合に納付し、又は組合が当該組合市町村に還付する。</p>	<p>い。</p> <p>3 既納の共済掛金は、これを還付しない。ただし、加入者が共済責任期間開始前に死亡した場合又は規約第 3 条第 6 項に規定する組合市町村の区域外に転出した場合は、申請により還付する。</p> <p>(清算)</p> <p>第 176 条 組合市町村が、組合から脱退する場合は次のとおり清算するものとする。</p> <p>(1) 退職手当に関する事務に係る負担金 当該組合市町村が納付した負担金（第 171 条第 2 項第 1 号に規定する給付費負担金及び同条第 3 項に規定する特別負担金）の総額から当該組合市町村の職員に対して組合が給付した退職手当の額の差額を当該組合市町村が組合に納付し、又は組合が当該組合市町村に還付する。</p> <p>(2) 交通災害共済に係る共済掛金 当該市町村の共済加入者が納付した共済掛金の総額に 100 分の 75 を乗じて得た額に、当該市町村から預り金がある場合は、当該額に預り金を加算した額から当該市町村の加入者へ給付した共済見舞金の総額の差額を当該市町村が組合に納付し、又は組合が当該市町村に還付する。</p>
---	---

岡山県市町村総合事務組合基金条例の一部改正新旧対照表（第 2 条関係）

新	旧
(設置及び目的)	(設置及び目的)
第 1 条 略 (1)～(4) 略	第 1 条 略 (1)～(4) 略
(5) 財政調整基金	(5) 交通災害共済基金 (6) 財政調整基金

岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正新旧対照表（第 3 条関係）

新	旧
(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、岡山県市町村総合事務組合規約に基づく貸付事業及び _____ 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）第 92 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号並びに岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山	(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、岡山県市町村総合事務組合規約に基づく貸付事業及び <u>交通災害共済事業</u> 並びに岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）第 92 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号並びに岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山

<p>県市町村総合事務組合条例第2号) 第4条から第7条まで、第11条から第13条まで、第15条第2号(ア)及び第21条に基づく給付(以下「拠出金事業」という。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 拠出金事業の会計においては、組合員の拠出金、貸付金特別会計からの繰入金、拠出金事業基金からの繰入金及びその他の収入をもってその歳入とし、拠出金事業及びその他の諸支出金をもってその歳出とする。</u></p>	<p>県市町村総合事務組合条例第2号) 第4条から第7条まで、第11条から第13条まで、第15条第2号(ア)及び第21条に基づく給付(以下「拠出金事業」という。)の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 交通災害共済事業の会計においては、加入者の掛金、その他の収入をもってその歳入とし、加入者への交通災害共済見舞金、その他の諸支出金をもってその歳出とする。</u></p> <p><u>3 拠出金事業の会計においては、組合員の拠出金、貸付金特別会計からの繰入金、拠出金事業基金からの繰入金及びその他の収入をもってその歳入とし、拠出金事業及びその他の諸支出金をもってその歳出とする。</u></p>
--	---